

平成19年9月議会 一般質問

1、 男女共同参画社会推進施策について

- ① ここ数年、町長の施政方針の中でも重要な位置を占めている第2次斑鳩町男女共同参画社会推進施策の具体的な進み具合について伺う。

2、 子どもたちの安全対策

- ② 子どもたちを狙った犯罪が後を絶たない。
教育委員会を中心とした町の取り組みはどのように行なわれているのか、伺う。

3、 町内指定非難施設の耐震性について

- ① 地震等の災害が発生した場合、避難所施設はどのような形で開設されるのか。
- ② 町の避難施設において、新耐震基準が制定された昭和56年6月1日以前に建てられた非難施設は何箇所あるか。
- ③ 新耐震基準以前に建てられた避難所施設の耐震化の改修は、どのように考えているか。

4、 生活環境について

- ① 斑鳩町の西地区ではマンション開発が今、行なわれている。
住宅開発は人口増による町の活性化、税収増のメリットもある反面、山の保水性の低下による災害の発生や、大気を汚染する。
緑の環境を守るという観点から今後の施策を伺いたい。

男性と女性がお互いに人権を尊重しながらそれぞれの能力を十分に発揮できる社会の実現をするために、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、翌12年に施行されました。

そこで、ここ数年にわたり町長の施政方針の中でも重要な位置を占めている第2次斑鳩町男女共同参画社会推進施策の当初からの具体的進捗状況を伺う。

(町長) 斑鳩町における男女共同参画の取り組みについてであります。かねてから生涯学習事業などで女性問題の視点を取上げたり、保育所や高齢福祉サービスを充実するなど、女性の社会参加を支援する施策の推進に努めてまいりました。

国内外で女性問題への関心が高まる中、平成6年4月に総務部企画公室に女性施策担当を配置、同年8月には男女共同参画社会についての町民意識調査を実施し、平成8年には、

県内町村では初めてとなる男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定いたしました。

平成10年4月には、斑鳩町男女共同参画社会推進本部を設置、平成12年10月には、男女共同参画社会の形成に向けて広く意見を求めるため、学識経験者や住民で組織する斑鳩町男女共同参画社会推進委員会を設置、平成14年3月、計画の改定と「女と男が輝く未来計画実施計画」の策定を行ないました。

平成15年5月には「女性のための相談窓口」を設置。平成16年3月には、斑鳩町男女共同参画推進条例を、県内3番目、県内町村としては初めての制定をいたしました。

平成18年3月、第2次男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」を制定。

現在、この第2次計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めているところであります。

今後とも、その方針がブレないようにお願いいたしまして次の質問に移ります。

子どもたちの安全対策についてお聞きします。

奈良県教育委員会の不審者情報によると、子どもに不安を与える事案、平成16年1月26日から平成18年12月末までの発生として、町内では5件が掲載されています。

確かに、不審者や犯罪を根絶することは非常に難しいと思いますが、子どもの安全を守るということは、町民の誰もが願うことです。

このような状況での教育委員会が中心となった町の取り組みを伺う。

(教育長) 教育委員会の方では、町職員が輪番制で毎日下校時間に合わせまして青色防犯パトロールを実施しております。

さらに、町立小中学校の教職員も青色防犯パトロールを行なっておりまして、より安全で安心して通学できるよう体制づくりに努めているところでございます。

また、児童生徒を守りますために、学校安全ボランティアを募集いたしまして、登下校時の児童の見守りを行なっているところでもございます。

今後も、地域の皆さんの協力を得ながら、安心安全への取り組みを継続するとともに、地域の方々への見守り活動への協力を呼びかけ、少しでも多くの目で子どもたちを見守っていただくようお願いし、広く啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

今、お聞きした回答は、斑鳩町教育委員会としての責任を全うされているとは思いますが、子どもを犯罪の被害から守る条例の域を出ていないようにも感じられます。

住民の皆様が聞きたいのは、実際に必要性を認めて実施されて効果が上がっていることです。

今後なお一層の努力をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、町内指定避難施設の耐震です。

昨今の天変地異は、全くもって私たちの予想をはるかに超えています。7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、今でも多くの被災者の方々が避難所生活を余儀なくされています。

我が斑鳩町も、地震の被害に遭遇しないという保障は全くないし、台風などの風水害に至っては、河川が氾濫する事態は十二分に考えられます。

災害が発生した場合の避難所施設はどのように開設されるのか、伺う。

(総務部長) 避難所施設の開設基準につきましては、本町の地域防災計画におきまして定めているところであります。

具体的に申し上げますと、地震災害の場合では、震度5強以下の場合は、非難状況に応じて開設していくことになります。震度6以上の地震が発生し多数の避難者が予想される場合は、速やかに避難所を開設することといたしております。

また、風水害発生時におきましては、その状況に応じまして、浸水やがけ崩れなどによる被害のない安全な場所の避難所を開設し、合わせて住民に周知をすることといたしております。

それでは、町の避難施設において、昭和56年6月に施行された新耐震基準法以前に建設されたものは何ヵ所あるのですか。また、あるのであれば、その施設の改修予定は考えておられるのか、伺う。

(総務部長) 本町の避難所施設は公共施設19箇所を指定しております。その施設の耐震性ですが、これまで町が行なってまいりました耐震補強工事を行ないました施設を除く昭和56年の新耐震基準以前に建築しています避難所施設は7箇所となっております。

今後のおきましても、担当課で、耐震診断、耐震補強工事を実施してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

今後も、耐震補強工事の程宜しくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。生活環境についてです。

現在、斑鳩町の西地区においてマンション開発が行なわれています。マンション建設を目的とした住宅開発は、数多くの世帯を集約的に受け入れることから、人口や税収の増加に伴うまちの活性化という大きなメリットがある反面、山の保水性を低下させることに起因する災害の発生や、緑化資源の減少による大気汚染の原因ともなりかねません。

緑が多い住みやすい環境を守るという観点から、町における今後の開発施策をお聞かせ願いたい。

(都市建設部長) 斑鳩町では町域全体が大和都市計画区域に含まれておりまして、市街化

区域と市街化調整区域に区分されております。

町域北側の緑豊かな山地丘陵部や優良な集団農地につきましては、市街化調整区域に指定されておりまして、乱開発を防止し、自然環境の保全を行なっているところでございます。

また、当町では、市街化区域、市街化調整区域にかかわらず、町域の約44%が風致地区に指定されておりまして、風致地区内で開発行為や建設行為を行なう場合は、奈良県風致地区条例に基づきまして緑化が義務づけられております。

緑地の維持並びに保全が図られ、風致景観に配慮されるよう誘導しているところでございます。

現状における市街化区域、市街化調整区域及び風致地区にかかわる町の全体的な取り組みについては、町民にも納得の材料ですが、風致地区に指定されていない市街化区域などでは、建設業者の開発に対して特定の地域住民が集中的にリスクを抱えることになりかねないのではないのでしょうか。

これらを回避するために、町として地域の実情に応じた一層きめ細かい取り決めや施策を行なっていくことが出来ないのでしょうか、伺う。

(都市建設部長) 都市計画法には地区計画、建設基準法には建設協定といった制度が設けられており、これらの制度は、地区内の住民の皆さん方での話し合いに基づきまして、より地域の皆さん方が望まれる環境づくりが可能となっております。

なお、こうした制度を地域として確立するためには、地域の利害関係者のすべての方々の同意があることなど、非常に超えなければならない難しい問題がございます。

質問者も心配されております開発事業に対する特定の地域への集中的なリスクに対しましては、地域住民の皆さんと開発事業者が合意形成を図れるよう、現代も指導をおこなっているところであります。

なるほど、地域住民の方々が主体となって自らの住環境を守るための建設協定を形成することが出来ることは理解できました。

意識ある住民が活路を見出せることは評価できますが、建設協定の「すべての地域住民が同意する必要があること」は、なかなか困難ではないのでしょうか。

個人の財産権を侵害されることをはじめ少数意見の封殺など、地域住民の分断を招く結果となりかねません。

それは、和の精神を尊ぶ斑鳩町民の意思に反することです。

平成9年5月9日に制定された町民憲章を思い出していただきたい。「知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます」と掲げております。

町民が望むまちとして、行政は万難を排して真摯に向き合い、丁寧な相談対応に徹する

ことを希望いたします。

これで、私の一般質問を終わります。